

医療法人のみなさまへ

理事も福利厚生費で掛金の拠出が認められます。

拠出限度額
(加入者一人あたり) **660,000円** (年額)

事業主掛金が全額非課税!

企業型※の確定拠出年金制度は、財形年金のような希望者加入の制度として設計することができます。

小規模企業共済に加入できない医療法人に最適な制度です。

【有利な理由】

- ① 掛金は全額法人の経費(福利厚生費)
- ② 個人は受け取るまで非課税(所得税法施行令第64条)
- ③ 一時金の受け取りは、退職所得として分離課税
(60歳で受給権を取得し、在職中でも退職所得として受給可能)

【安心の理由】

- ① 確定拠出年金口座内の資産は個人に帰属します。
- ② 年金資産はみずほ信託銀行が分別管理します。
- ③ 投資信託の他、銀行の定期預金でも運用できます。
(預金はペイオフで銀行あたり1千万円と利息相当を保証)

※企業型は厚生年金の適用事業所であることが条件となります。制度の導入には厚生労働省への申請、承認が必要です。
企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料が掛かります。新規の加入者は60歳未満であることが条件となります。

確定拠出年金の税効果について

◆掛金拠出の税効果

【シミュレーションの仮定】

年齢 50歳、月額報酬 2,000,000円の理事長が66万円を役員報酬で上乗せした場合と確定拠出年金の掛け金として拠出した場合

	役員報酬に上乗せ	確定拠出年金で拠出
理事報酬（年）	2,466万円	2,400万円
確定拠出年金 掛金（年）	0円	660,000円
社会保険(健康保険料) ^(注1)	1,501,728円	1,501,728円
所得税(40.84%) ^(注2)	5,448,204円	5,178,660円
住民税（10%）	2,037,800円	1,971,800円
税効果	—	▲335,544円

(注1) 東京の協会健保料率を使用。
(注2) 所得税率には復興特別所得税を含む

確定拠出年金の口座に66万円の年金資産が積み立てられます。法人から個人へ所得の移転となります。

積み立てた66万円の50%の税効果となります。50%の運用利回りと同じ効果となります。

◆受給時の税効果

60歳※で受給権を取得し、受給時に年金または一時金の選択が可能です。一時金を選択した場合、在職中でも受給した年の退職所得となります。

【シミュレーションの仮定】

50歳で加入
60歳で受給権を取得
受取時の年金資産時価700万円
一時金として退職所得を選択

- ・退職所得控除（60歳－50歳）×40万円＝400万円
- ・退職所得（700万円－400万円）÷2＝150万円

退職所得の税率 所得税5.105% 住民税10%と仮定すると
納税額 150万円 × 15.105% = 22.6万円^(注3)

※加入者等期間により受給可能年齢が異なります。加入者等期間が10年以上の場合、60歳で受給権を取得します。
(注3) 確定拠出年金以外に複数の退職所得がある場合には税務署にご確認ください。

本資料(サービス)は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

お問合せは (SBIベネフィット・システムズ業務提携先)

エデュケイト&マネージ・プランニング株式会社

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-2-12九段下プラレールビル3F

TEL 03-6261-5407 FAX 03-6261-5407

ホームページ: <http://www.educate-manage.co.jp>

お問合せ: info@educate-manage.co.jp